

您好 神奈川

日本神奈川県

こんにちは神奈川

2004年 春季刊 第3号第12册

あーすフェスタかながわ2004のおしらせ 地球节神奈川2004的通知

「みんなで育てる多文化共生～話してみなけりゃ、はじまらない!～」をテーマに、神奈川県に住む、さまざまな国籍、文化、歴史的背景を持つ多くの人々が集い、出会い、語り合う催し、あーすフェスタかながわ2004を開催します。入場無料。

開催日程 2004年5月15日(土)・16日(日)

開催場所 地球市民かながわプラザ(あーすプラザ)及び横浜市民文化センター(リリス)

JR根岸線「本郷台」駅より徒歩3分

内容(予定)

民族芸能ステージ、日本語スピーチ・フォーラム、団体紹介(展示)、民族舞踊・楽器教室、「しゃべり場」(若者達による自由な意見交換の場)、屋台村など。

地球节神奈川2004即将举办, 免费入场, 它以“大家共同培育的多文化共生-何不来聊聊, 何不开始!”为主题, 由居住在神奈川的、有着各国国籍、文化、历史背景的广大民众召集、相识、聊天。

○举办日期 2004年5月15日(星期六)・16日(星期日)

○举办地点 地球市民神奈川广场(地球广场)及横浜市民文化中心(LILIS)

※从JR根岸线“本乡台”站徒步走3分钟

○内容(予定)

民族艺术舞台、日语演讲·论坛、团体介绍(展示)、民族舞蹈·乐器教室、“聊聊场”(年轻的人们自由交换意见的地方)、小吃摊点集市等。

【日本語での問い合わせ】あーすフェスタ実行委員会事務局(財団法人神奈川国際交流協会内)

TEL: 045-896-2964

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

【日语问讯处】地球节日执行委员会事務局(財団法人神奈川县国际交流协会内) TEL: 045-896-2964

【日语以外的问讯处】县外国籍县民咨询窗口(P4)

ドメスティック・バイオレンス啓発リーフレットを作成(7か国語) 编写家庭暴力启发传单(7国语言)

夫や恋人など、親密な関係にある男性から、女性に対してふられる暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の相談窓口一覧等を掲載したリーフレットを作成しました。一人で悩まずに、まず相談を。

言語 ハングル・ポルトガル語・中国語・英語・スペイン語・タガログ語・タイ語

配布場所 県・市町村相談機関、国際交流関係施設等で無料で配布しています。

编写传单, 上面记录了对于丈夫或恋人等有着亲密关系的男性, 向女性施加暴力的“家庭暴力(DV)”的情况的咨询窗口一览表。请不要独自烦恼, 先来咨询吧。

○语言 韩国语·葡萄牙语·汉语·英语·西班牙语·塔加路族语·泰语

○分发地点 在县·市町村咨询机构、国际交流相关设施等处免费分发。

【日本語での問い合わせ】県かながわ女性センター研究情報課

TEL: 0466-27-2114

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

【日语问讯处】县神奈川女性中心研究信息课

TEL: 0466-27-2114

【日语以外的问讯处】县外国籍县民咨询窗口(P4)

りょう おぼ かくうせいきゅう ちゅうい 利用した覚えのない「架空請求」にご注意! 请当心不记得曾使用过的“虚假账单”!

さいきん りょう おぼ ゆうりょう ばんぐみ りょうりょう
最近、利用した覚えのない“有料アダルト番組”の利用料や
“ツーショットダイヤル”と称する情報料等をハガキ(封書)や
メールなどにより一方的に請求する、いわゆる「架空請求」の
相談が、県内の消費生活相談窓口^{いっぽうでき せいきゆう}に数多く寄せられています。
すうねんまえ ふうせんまへ かくうせいきゆう
数年前から、このような悪質な手口^{あくしつ}が繰り返されており、同一
の事業者^{じぎょうしゃ}が名前を変えて行っているケースもあり、送付する相手
手を無作為に抽出し、根拠のない請求^{せいきゆう}をしているものと思わ
れます。架空請求^{かくうせいきゆう}が届いても絶対に払ってはいけません!

- <対処方法>は次のとおりです
- 1 利用したことの無い料金の請求は無視すること。
 - 2 個人情報^{こじんじょうほう}は絶対に教えないこと。業者に連絡^{れんらく}をしてはいけません。
 - 3 請求書^{せいきゆうしょ}等は保管^{ほかん}しておくこと。
 - 4 次のような場合には警察にも相談^{そうだん}をすること。
 - ・請求されるまま支払ってしまった場合
 - ・自宅に取り立てにきた場合
 - ・脅迫^{きょうはく}等があった場合
 - 5 電報^{でんぱう}は、差出人^{さしだしにん}、内容^{ないよう}を見た上で受取り^{うけと}を拒否^{きよひ}することが可能です。
 - 6 請求^{せいきゆう}があった場合は、振込先^{ふりこみさき}とされた金融機関^{きんゆうきかん}へ申し出ること。
 - 7 不安^{ふあん}な場合には、最寄り^{もよ}の市町村消費生活相談窓口^{しちょうそんじょうひせいかつそうだんまどぐち}にご相談ください。

【日本語での問い合わせ】 県消費生活課 TEL: 045-210-3874
【日本語以外での問い合わせ】 県外国籍県民相談窓口(P4)

最近、県内の消費生活咨询窗口收到许多咨询，咨询人声称收到有许多缴费通知明信片(信件)或邮件，缴费内容是一些连咨询人自己都不记得曾使用过的“收费成人节目”的使用费用或声称是“电话交友”的信息费，即所谓的“虚假账单”。
数年前起，就反复出现这样的恶劣骗局，也有同一催款方换用不同的名字催款的案例，可能是随机抽出发送对象，进行毫无根据的催帐。即使收到虚假账单，也绝不要支付!

- <处理方法>如下所示
- 1 不理睬没有使用过的费用。
 - 2 绝对不要泄漏个人信息。不可与业者联络。
 - 3 保管好账单等。
 - 4 在如下场合，也应向警察咨询。
 - 已按照账单的内容支付时
 - 上门催缴时
 - 有胁迫行为时
 - 5 在看过电报的发起人、内容后，可拒绝接收。
 - 6 在遇到这类账单时，应通报账单存款的户头的开设金融机构。
 - 7 如感觉不安，请咨询最近的市町村消费生活咨询窗口。

【日语问讯处】 县消费生活课 TEL: : 045-210-3874
【日语以外的问讯处】 县外国籍县民咨询窗口 (P 4)

とくていひ えいり かつどうほうじん ほうじん せいど し 特定非营利活动法人(NPO 法人)制度についてのお知らせ 关于特定非营利活动法人 (NPO 法人) 制度的通知

とくていひ えいり かつどうほうじん ほうじん とくていひ えいり かつどうそくしんほう
特定非营利活动法人(NPO法人)とは、特定非营利活动促進法に
基づき、不特定多数の利益増進のため、福祉やまちづくりなど法
で定められた17の活動を行う法人をいいます。
法人になるには、所轄庁の認証を受ける必要があり、県内の
みに事務所を有する法人は、県が窓口となります。手続き等につ
いての案内書「特定非营利活動法人関係事務の案内(日本語)を
用意しておりますので、ご利用ください。案内書やその他NPO法
人に関する情報については、県のホームページでもご覧いただ
けます。(ホームページアドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenminsomu/npo.htm>)(日本語)
なお、申請にあたっての書類の作成などについて事前相談を
行っておりますので、あらかじめ日時をご予約のうえ、県民総
務室までお越しく下さるようお願いいたします。

特定非营利活动法人 (NPO 法人) 是指根据特定非营利活动促进法，为了增进不特定多数的利益，进行由福利或社区建设等相关法律所规定的 17 种活动的法人。
如要成为法人，需要所辖厅的认可，对于仅在县内有事务所的法人，以县作为窗口。县政府准备了关于手续等的说明指南《特定非营利活动法人相关事务指南》(日语)，敬请使用。关于说明指南或其他 NPO 法人的信息，也可阅览县主页。(网址 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenminsomu/npo.htm>) (日语)
另外，关于申请的文件编写，需要进行事前咨询，请在事前预约好日期，与县民总务室联络。

【日本語での問い合わせ】 県民総務室 TEL: 045-210-3621
【日本語以外での問い合わせ】 県外国籍県民相談窓口(P4)

【日语问讯处】 县县民总务室 TEL: 045-210-3621
【日语以外的问讯处】 县外国籍县民咨询窗口 (P 4)

新アジェンダ21 かながわの紹介

新议程 21 神奈川の紹介

県民、企業、行政の93団体が構成される「かながわ地球環境保全推進会議」では、平成5年1月に策定した地球環境保全のための行動指針「アジェンダ21かながわ」を見直し、平成15年10月に、神奈川における持続可能な社会づくりをめざし、「新アジェンダ21かながわ」を採択いたしました。

内容は、神奈川における30年後のあるべき姿を表した長期的ビジョン(将来像)を提示し、そのビジョン実現のため、今後10年間のアクション(行動計画)を、11分野21項目に整理し、県民、企業、NPO、行政などの各行動主体が取り組むべき行動メニューを提案しています。全文(日本語)は、県のホームページアドレス(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/agenda/la21k.html>)でご覧になれます。

【日本語での問い合わせ】かながわ地球環境保全推進会議事務局(県環境計画課内)

TEL: 045-210-4065 FAX: 045-210-8845

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

由県民、企業、行政等93団体组成的《神奈川地球环境保护推进会议》，重新评估于1993年1月制订的地球环境保护行动指針“议程21神奈川”，于2003年10月，以在神奈川建设可持续性发展社会为目标，通过了“新议程21神奈川”。

内容展现了神奈川30年后所应具有的前景(未来情况)，为了实现这一计划，在11个领域21项目上整理了今后10年间的行动(行动计划)，提出了县民、企业、NPO、行政等各行动主体所应努力的行动程序单。全文(日语)请在县主页(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/agenda/la21k.html>) 阅览。

【日语问讯处】神奈川地球环境保护推进会议事務局(县环境计划课内)

TEL: 045-210-4065 FAX: 045-210-8845

【日语以外的问讯处】县外国籍县民咨询窗口(P4)

水源の森林づくりに参加しませんか

参加建设水源之森林吧

山に豊かで活力ある森林があることによって、豊かな土壌ができ、そこに豊富な水を蓄え浄化することができます。森林が荒れてしまうと豊かな土壌も失われ、良質な水を安定的に供給することが困難になってしまいます。

「水源の森林づくり事業」を進めています...神奈川県では、水源地域の荒廃が進む私有林について、公的管理・支援を行う「水源の森林づくり事業」を、森林所有者の方々をはじめ、市町村、県民、企業・団体の皆様のご理解、ご協力をいただきながら進めています。

「やどりき水源林」をご案内します...松田町の「やどりき水源林」を約1時間かけて、森林インストラクターが案内します。毎週日曜日の午後1時に、水源林入口前にお集まりください。(10名以上の団体による参加の場合は、事前に連絡が必要。駐車場はありません。)

「県民参加の森林づくり」に参加してみませんか...間伐・枝打ち・下草刈りなどの森林活動への参加者募集と森林活動を希望する団体への活動内容の相談、活動場所の提供、指導者の派遣、用具の貸し出しを随時受け付けています。

【日本語での問い合わせ】

については、県水源の森林推進課 TEL: 045-210-4365

については、(社)かながわ森林づくり公社

TEL: 0465-85-1900

【日本語以外での問い合わせ】県外国籍県民相談窓口(P4)

山间布满丰饶而有活力的森林，可以生成肥沃的土壤，从而积存并净化丰富的水资源。森林如遭到破坏，既会失去肥沃的土壤，而且也难以稳定供应优质的水。

○推进「建设水源之森林事业」...在神奈川县，对于水源不断荒废的私有林地，提供公家管理·支持的“建设水源之森林事业”计划，以森林所有者为首，在市町村、县民、企业·团体的各位的理解与协助下，不断推进。

●参观“YADORIKI水源林”...在松田町的“YADORIKI水源林”渡过约1小时，由森林教师做向导。每周星期日下午1时，请在水源林入口前集合。(10名以上的团体参加时，需要事前联络。无停车场。)

●参加“县民参加的森林建设”吧...随时接受征集参加间伐·剪枝·除草等森林活动的参加者，向希望参加森林活动的团体咨询活动内容，提供活动场所，派遣指导人、出借工具。

【日语问讯处】打○处，请咨询县水源之森林推进课

TEL: 045-210-4365

打●处，请咨询(社)神奈川森林建设公社

TEL: 0465-85-1900

【日语以外的问讯处】县外国籍县民咨询窗口(P4)

ちゅうがっこうそつぎょうていど にんてい し けん
中学校卒業程度認定試験
 初中毕业水平认证考试

ちゅうがっこうそつぎょうていど がくりよく にんてい くに
 中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国
 が 行う試験であり、合格した方には高等学校の入学を志願する
 資格(高校入試を受ける資格)が与えられます。

受験資格 次のいずれかに該当する方が受験できます。

(日本の国籍を有しない方)

平成17年(2005)3月31日までに満15歳以上になる方

(日本の国籍を有する方)

平成17年(2005)3月31日までに満16歳以上になる方

試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

試験日 11月上旬

その他、詳細は7月頃に発表されます。

【日本語での問い合わせ】 県教育庁義務教育課

TEL : 045-210-8217

【日本語以外での問い合わせ】 県外国籍県民相談窓口(下記)

本考试是用于认证是否有初中毕业水平学力的考试，由国家组织，合格者获得报考高中的资格(接受高中入学考试的资格)。

○参加考试资格 符合如下任一项者可参加考试。

(无日本国籍者)

①至2005年3月31日止，年满15岁以上者

(有日本国籍者)

②至2005年3月31日止，年满16岁以上者

○考试科目 国語、社会、数学、理科、外语(英語)

○考试日 11月上旬

○其他，详情于7月左右公布。

【日语问讯处】 县教育庁義務教育課 TEL: 045-210-8217

【日语以外的问讯处】 县外国籍县民咨询窗口(下列)

がいこくじんろうどうそうだん あんない はたら ことま
外国人労働相談のご案内 (働いているうえで、お困りのことはありませんか)
 外国人劳动咨询的指南 (在工作中，有没有麻烦事呢)

じっし び でんわ らいしょ そうだんかた そうだん むりょう ひみつ
 実施日に電話か来所のうえご相談下さい。相談は無料、秘密
 は厳守いたします。

実施日请电话或现场咨询。咨询活动免费，严守您的秘密。

	语言	星期	电话
横滨劳动中心 劳动咨询处	西班牙语	星期三	045-662-1166
	韩国语	第2个星期四	045-662-9522
	汉语	星期五	045-662-1103

	语言	星期	电话
厚木商工劳动 中心	葡萄牙语	星期一	046-221-7994
	英语	第2・4个星期二	046-221-7994
	西班牙语	星期三	046-221-7994

所在地：横滨市中区寿町1-4 神奈川劳动广场2F

所在地：厚木市水引2-3-1 厚木联合办公大楼新楼3楼

时间：13时~16时 【日语问讯处】 县劳政福利課 TEL: 045-210-5739

がいこきせきけんみんそうだんまどぐち
外国籍県民相談窓口
 外国籍县民咨询窗口

咨询窗口	星期一	星期二	星期三	星期四	星期五
横浜 神奈川县民中心 县民之声·咨询室内	韩国语(第1・3・5) 045-321-1994	英语(第1・3・5) 045-324-2299	葡萄牙语 045-322-1444	汉语 045-321-1339	西班牙语 045-312-7555
		西班牙语(第2) 045-312-7555			
		汉语(第4) 045-321-1339	印度支那难民定居咨询 045-410-3131	印度支那难民定居咨询 045-410-3131	
川崎 川崎县民中心 县民之声·咨询室内	泰语(第1・3・5) 英语·塔加路族语 (第2・4) 044-549-0047	法律咨询 英语 (每月第3)	法律咨询 葡萄牙语 (每月第2)	法律咨询 汉语 (每月第4)	
		厚木 县央地区行政中心 县民之声·咨询室内	西班牙语 046-221-5774	葡萄牙语 046-221-5774	印度支那难民定居 咨询 046-223-0709

办理时间自9时至17时(受理至16时结束) 但是，横浜窗口的法律咨询为13时30分~16时30分(受理于16时结束)

【日语问讯处】 县国际課 TEL: 045-210-3748